

議長

樞密院

内閣へ通牒案

例文の通り

昭和二十二年四月三十日 月 月 三十日 日 發議 四月三十日 執行

議長

丸

書記官 官書 五

副議長

丸

書記官 長 五

上奏案

臣等 官吏任用叙級令の一部を改正する等に関する勅令諮詢の命を格み本月三十日を以て審議を盡し之を可決せり乃ち謹て上奏し更に聖明の採択を仰く

昭和二十二年 四月三十日

三十五

議長

又

臣等官吏服勞紀律の一部を改正する勅令 以下  
同文

又

一皇室典範及皇室典範増補廢止、件  
一皇室令及附屬法令廢止、件  
臣等 右二件諮詢の命を洛々本月三十日を以て

審議を盡し之を可決せり乃ら謹て上奏し更に

聖明の採択を仰ぐ

昭和二十三年四月三十日

議長

又

臣等 枢密院官制及事務規程等の廃止に関する  
勅令 以下第一案に同じ

内閣へ通牒案

例文の通り(上奏第一案第二案及び第四案につき)

宮内省へ通牒案

例文の通り（上奏第三案につき）

相 密 院